

神戸市過疎地有償運送運営協議会設置要綱

制定 平成20年9月1日

改正 平成22年8月1日

(目的)

第1条 神戸市過疎地有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、神戸市の過疎地域その他これに類する地域における住民の福祉の向上と交通不便の解消を図り、公共の福祉の増進を図るため、過疎地有償運送の必要性、これを行う場合における旅客から収受する対価その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1)法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録(法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (2)法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3)協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関し協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第3条 協議会の構成員は、別表に掲げる者とする。

- 2 協議会は、前項に規定する構成員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長をおき、構成員の互選により選任された者を充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、構成員の中から、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(任期)

第5条 構成員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 構成員の欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、構成員の総数の過半数の構成員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 やむを得ない理由のため協議会に出席できない構成員のうち、団体及び機関を代表して選任された構成員については、会長を除いて、同一の団体及び機関に所属する者を代理人として出席させ、合議を委任することができる。
- 5 構成員は、あらかじめ書面をもって、会長又は当該構成員が特定した構成員に、合議を委任することができる。
- 6 前2項の規定により、代理人を出席させた構成員又は委任状を提出した構成員は、第2項及び第3項の適用については、協議会に出席したものとみなす。
- 7 協議会の構成員は、地域福祉の向上、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため、誠意を持って責任ある議論を行うよう努めるものとする。

(開催)

第7条 協議会は、次の場合に開催する。

- (1) 法第79条の規定に基づく登録等の申請が予定されている時
- (2) 重大事故等、問題が発生した時
- (3) その他過疎地有償運送事業の適正実施のために必要がある時

(協議申出)

第8条 前条第1号に規定する登録申請を行うものは、別紙に定める協議申請書等を協議会に提出し、必要な協議を行うよう申し出なければならない。

(会議の公開)

第9条 協議会は原則として公開とする。ただし、個人情報等の取扱い等については十分配慮し、協議会の決定により、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第10条 協議会の構成員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第11条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

- 2 協議会は、協議会において協議が調った事項について、別紙に定める協議が調

ったことを証する書類を、申請者に交付するものとする。

- 3 前項に定める、協議が調ったことを証する書類の交付を受けたものは、速やかに神戸運輸監理部へ申請を行うものとする。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、神戸市企画調整局企画調整部調整課において処理する。

(連絡・通報窓口)

第13条 有償運送に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

(過疎地有償運送に係るご相談又は通報窓口)
神戸市企画調整局企画調整部調整課公共交通調整担当
連絡先: TEL 078-322-5039
FAX 078-322-6050

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則

1. この要綱は平成20年9月1日から施行する。
2. この要綱の施行後、最初の協議会の招集は神戸市企画調整局長が行う。
3. この要綱の施行後、最初に委嘱された構成員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。
4. 平成20年度においては、北区淡河町内における過疎地有償運送にかかる協議を行うものとする。

附則

1. この要綱は平成22年8月1日から施行する。
2. この要綱の施行後、最初の協議会の招集は神戸市企画調整局長が行う。
3. この要綱の施行後、最初に委嘱された構成員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成23年1月31日までとする。
4. 平成22年度においては、北区淡河町内における過疎地有償運送にかかる協議を行うものとする。

別表(第3条関係)

神戸市過疎地有償運送運営協議会 構成委員

	職 名	備 考
構 成 員	神戸市企画調整局参事_____	主宰者
	一般乗合旅客自動車運送事業者	
	一般乗用旅客自動車運送事業者	
	社団法人 兵庫県バス協会	
	社団法人 兵庫県タクシー協会	
	神戸市自治会連合協議会長又はその指名する者	住民代表
	神戸市婦人団体協議会長又はその指名する者	住民代表
	社団法人 神戸市老人クラブ連合会長又はその指名する者	利用者代表
	神戸市 PTA 協議会長又はその指名する者	利用者代表
	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部 首席運輸企画専門官(輸送担当)	
	一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が 組織する団体	
	一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が 組織する団体	
	学識経験者	
	兵庫県神戸県民局神戸土木事務所 企画調整担当 主幹	

別紙(第8条関係)

神戸市過疎地有償運送運営協議会 協議申出書

平成 年 月 日

神戸市過疎地有償運送運営協議会長 様

(住 所)

(団 体 名)

(代表者氏名)

印

下記のとおり、過疎地有償運送を実施したいので、協議をお願いします。

記

1. 申請者

- (1) 団体名
- (2) 代表者氏名
- (3) 住所
- (4) 電話番号
- (5) FAX 番号
- (6) 電子メール

2. 運送の区域

- (1) 区域
- (2) 区域内における具体的な運行予定

3. 旅客から収受する対価

4. 運送しようとする旅客の範囲

5. 使用する自動車（各車両の種類及び損害賠償措置）

6. 運転者

7. 運行の実施方法

(1) 運行管理体制

(2) 整備管理体制

(3) 事故時の連絡体制

(4) 苦情処理体制

(5) その他必要な事項

<添付書類>

- ① 国への申請書（国様式第 1-1 号）
〔更新登録の場合は 国様式第 1-2 号、変更登録の場合は 国様式第 1-3 号〕
- ② 定款又は寄付行為
- ③ 登記事項証明書
- ④ 役員の名簿
- ⑤ 欠格事由に該当しない旨を証する宣誓書（国様式第 2 号）
- ⑥ 運送計画等を示す書類（図面等）
- ⑦ 収支計画書
- ⑧ 旅客名簿（参考様式第イ号）
- ⑨ 使用する自動車の車検証の写し
- ⑩ 自己所有の自動車でない場合は、所有者と申請者との間で締結された契約書又は使用承諾書
- ⑪ 損害賠償措置に関する誓約書（国様式第 9 号）
- ⑫ 自動車保険証券の写し
- ⑬ 運転者就任承諾書（国様式第 4 号）
- ⑭ 運転者の運転免許証の写し及び道路運送法施行規則第 51 条の 16 第 1 項各号のいずれかに掲げる要件を備えていることを証する書類の写し（第二種運転免許を受けていない場合に限る）
- ⑮ 運行マニュアル（※別紙雛形を参照）
- ⑯ 運行管理責任者就任承諾書（国様式第 5 号）
- ⑰ （乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 11 人未満の車両を 5 両以上配置する事務所の場合は、）運行管理の責任者の運行管理者資格者証の写し又は道路運送法施行規則第 51 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類
- ⑱ 運行管理の体制等を記載した書類（国様式第 6 号）
- ⑲ 〔更新登録、変更登録の場合〕登録証（国様式第 7 号）の写し

※国様式及び参考様式

「過疎地有償運送の登録に関する処理方針について」（平成 18 年 9 月 15 日付け
国自旅第 142 号）で定める各様式